

福島市社会福祉協議会『福島市権利擁護センター』で学んだこと

令和4年3月2日

芳賀沼香澄

実習先について

『福島市社会福祉協議会 権利擁護センター』

1.設置目的

住み慣れた地域の中で、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由により判断能力が不十分な人の権利が脅かされないように権利擁護施策の推進を図るため、権利擁護支援の「地域連携ネットワーク」を機能させ、必要な人が必要な時に成年後見制度を利用できるような体制づくりを目指す。

また、市と権利擁護センターはその地域連携ネットワークを整備し、成年後見制度に關係する機関等との連携及び調整を図る協議会等を適切に運営していくための中核となる期間を位置づけし、地域における連携・対応強化の推進役としての役割を担う。

2.支援対象

高齢者や障がい者、家族、支援関係者、市民

3.センターの役割

- (1)広報および周知・普及啓発業務
- (2)相談業務
- (3)成年後見制度の利用促進業務
- (4)後見人等の支援業務
- (5)協議会の運営業務
- (6)市民後見人の用支援・活動支援業務

4.センターの運営方法

- ・権利擁護センターは平成28年設置(市の委託事業)
- ・令和3年4月より中核機関設置。福島市役所(長寿福祉課・障がい福祉課)と社会福祉協議会権利擁護センターと機能を分担し運営している。福島市で司令塔機能・事務局機能を担い、権利擁護センターで進行管理機能を担っている。
- ・職員体制はセンター所長(参与兼係長)、職員3名(専任:社会福祉士、正職員)
- ・市より委託費を受けている。

中核機関の機能・役割について

(①～⑦についてどのように行っているか、効果的に行うために工夫していること、留意していること等)

①広報・啓発活動

- ・市政だより、フリーペーパー、ホームページ等で情報発信をしている。
- ・これまで権利擁護セミナーを行ってきたが、新型感染症の影響で大規模の講演会等ができなくなつたため、今年度からは出張学習会に力を入れている。地域包括支援センターの地域ケア会議や研修会等に出向いたり、依頼があればオンラインでの学習会にも対応している。出張学習会のチラシも作成し、依頼

方法や学習内容について具体的に示し、依頼しやすいように工夫している。

- ・今年度から中核機関が設置されたため、センターのチラシやニュースレターを発行した。市役所の各支所、市内の地域包括支援センター、相談支援事業所、家裁、公証人役場、法テラス、金融機関、消費生活センター、医療機関等にも持参し、掲示してもらうよう依頼した。
- ・これまで利用していたフリーペーパーが休刊となるため、新しい媒体を検討。誰に、どんな情報が届いてほしいか、それに対してどのような方法で届けるか、次年度に向けて協議している。

②相談受付・アセスメント・支援の検討

- ・センターでは電話・来所・訪問・メール等で相談に対応している。
- ・今年度から中核機関設置、3名体制になったことで、新規、継続ケース共に対応数が増えている。継続支援や訪問対応等も対象者に併せて丁寧にできるようになった。
- ・依頼者や相談内容に応じ、支援者とのネットワークを構築し、支援体制づくりを行っている。必要があれば専門職から助言を得て、支援にあたっている。

③成年後見の利用促進

- ・成年後見制度に携わる関係者が連携して支援が必要な人を支える体制を構築するため、『福島市受任調整会議』を月1回実施している。
- ・福島市受任調整会議では、市長申立の要否、申立類型・本人にふさわしい後見人等適任職種の検討、本人と後見人等に必要と思われる支援・課題を整理、今後制度利用が必要と思われる案件の協議等が行われている。
- ・申立支援に係る相談や支援、個別ケースに係る会議・受任調整会議の開催、家裁との連絡調整等も行っている。
- ・後見人の担い手を養成するため、市民後見人養成講座を行っている。2年かけ(基礎・実践)市民後見人を養成し、バンク登録者については実際に後見人として活動している方の他、社協の法人後見支援員や日常生活自立支援事業(安心サポート)の支援員として活動している方もいる。

④後見人支援機能

- ・親族後見人については申立支援や報告書の書き方等を支援している。
- ・市民後見人については、養成、登録者への研修会、選任に至るまでの支援(本人との面会等)、選任されてからの後見人等チーム会議の開催、定期面談等の支援を行っている。心配なこと等あれば隨時対応している。
- ・専門職後見人からも相談があれば支援している。また、専門職から助言をもらうことがある。
- ・センターが把握していない後見人等に対し周知が十分にできていない、親族後見人に対する広報のあり方、専門性や特性が違う様々な後見人等が相互理解や交流をはかれる場の創出等の課題がある。

⑤地域の権利擁護支援・成年後見利用促進機能強化に向けて進捗管理・コーディネートを行う「司令塔機能」

- ・司令塔機能は市長寿福祉課と障がい福祉課が担っている。「福島市総合計画2021」「地域福祉計画2021」「高齢者福祉計画・介護保険事業計画2021」「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」に権利擁護施策の推進等について策定し、進捗をしている。
- ・市役所と権利擁護センターが共に中核機関を運営することで、具体的な事業展開や専門的な支援をしやすくなっている。

⑥地域の「協議会」を運営する「事務局機能」

- ・事務局機能も市が担っている。
- ・今年度より「福島市権利擁護ネットワーク協議会」を運営している。地域連携ネットワークの機能、役割を適切に発揮できよう、専門職団体等関係機関と連携し、地域課題を検討、解決に向けて継続的に協議している。(年2回を予定、11月に1回目を実施)
- ・協議には各種専門職団体や学識経験者、当事者の家族の会、金融機関等14の団体で構成され、家庭裁判所もオブザーバーとして参加している。
- ・協議会では権利擁護センターの運営状況の評価・検討、成年後見制度の利用促進策の検討・協議、専門職団体・関係機関の連携を強化するための仕組みづくり等が話し合われている。
- ・中核機関と家庭裁判所との意見交換会を年3~4回実施しており、管内の状況や課題等を共有している。(2/16に行われた意見交換会に同席させていただいた。市民後見人の養成や市民後見人にふさわしい案件について情報共有が行われた)
- ・事業についての進捗については『権利擁護センター連絡会議』を実施し、市と権利擁護センターで情報共有、協議している。ケースの進捗管理や支援に関しては『福島市受任調整会議』を月1回行っており、課題整理、対応策の検討等を行っている。
- ・「成年後見制度利用支援事業」についても利用の審査や、要綱の見直し等を行っている(報酬助成について、市長申立ケースのみに支給しているが、現在見直しを行っている)

⑦「3つの判断・専門的判断」をする「進行管理機能」

- ・「進行管理機能」として「広報」「相談」「利用促進」「後見人支援」の各役割をセンターが担っている。
- ・上記に記した『権利擁護センター連絡会議』『受任調整会議』等を通して、より専門的な支援、具体的な事業展開を行っている。

感想

- ・平成28年に権利擁護センターが市の委託で立ち上げられ、専任者1名で相談や講演会等を行っていたが、中核機関立ち上げの協議を経て、今年度より中核機関を市との機能分担型という運営方法で立ち上げとなった。専任者が3名に増員となり、市との役割が整理され、より丁寧なケース対応や、広報活動の充実を行えるようになった、という実習指導者の言葉が印象的だった。
- ・相談があったケースについては全件受理し、定められたフォーマットで記録、権利擁護センター内のミーティングで共有している。相談者、対象者、相談内容、対応内容、相談にかかった時間等を全てデータ化し仕事内容を可視化している。市への説明と、業務の振り返りに役立てており、このような「仕事の仕方」は大変参考になった。
- ・センターのジレンマとして、「専門的な支援」を市からも求められており、市からの相談も多い。本来であれば、市の窓口や地域包括支援センター等の一次相談窓口が担うべき相談対応もセンターに寄せられることが多く、センターでまかない切れなくなってしまう、というものがあった。市の担当者や地域包括支援センター等の相談機能の充実、地域連携ネットワークの構築等について、課題があるとのことだった。
- ・広報活動として、市民向け、支援者向けの出張学習会が印象的だった。新型感染症の影響で、集合型の講演会等を企画しにくくなってしまったことと、権利擁護や成年後見制度の理解の度合い地区ごとに異なり、地域全体の底上げが課題となっているため、学習内容をある程度パッケージ化し、必要な知識

が得られるよう、依頼しやすいよう工夫されていた。オンラインでも対応しており、学習会+事例検討+個別相談という形で、地域の権利擁護についての理解の促進と課題の洗い出し、個別の対応につなげている。

- ・広報活動については、権利擁護の理解促進や中核機関の役割や活動を知ってもらう、事業の前提となるとても大切な活動だと感じる。目的や対象、方法の検討、事業や運営体制とのバランスをうまく取りながら進めていく必要があると感じた。
- ・市民後見人の養成については、家裁も関心を寄せており、家裁との意見交換会の際には「これまで家裁は市民後見人の積極的な選任を行ってこなかったが、現在は積極的に活用していきたいと思っている」という意見が出されていた。市民後見人の養成、選任までの支援、選任後の支援等と、時間と支援が必要となるが、利用する方にとってのメリットや市民後見人が地域に増えることによって、地域での権利擁護についての理解が深まっていくことに寄与するよい機会だと感じる。
- ・ただ、成年後見制度の理解が深まり、活用につながるのはとても大切なことだが、後見人の受け手不足という状況が生じており、必要な方に権利擁護が保証されないという事態が現実に起こりかねない、という危機感を持った。個別支援から地域支援、自治体への提言や圏域全体の底上げ等ミクロ、メゾ、マクロの連動性を確保しながら、バランスを取りながら活動する必要があると強く感じた。
- ・今回の実習では、センター内のミーティングに始まり、ケース会議や利用者宅訪問、家裁との意見交換に参加させていただき、その合間に事業担当者から詳細な説明を受けることができ、活動の実際をより理解することができた。